

Title	フランスにおける行刑法の制定と刑罰の調整の理念と現実
Sub Title	La loi pénitentiaire du 24 novembre 2009 et la pratique des aménagements de peine
Author	末道, 康之(Suemichi, Yasuyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.9 (2011. 9) ,p.481- 516
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	宮澤浩一先生追悼論文集 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110928-0481

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランスにおける行刑法の制定と刑罰の調整の 理念と現実

末 道 康 之

- I はじめに
- II 行刑法による被收容者の権利及び收容体制に関連する改正
 - 1 改善が図られた分野——被收容者の権利の保障
 - 2 改善が不完全である分野
 - 3 改善が不十分である分野——懲戒手続に関する被收容者の権利保障
- III 刑罰の執行——刑罰の調整の理念と現実
 - 1 行刑法による改正以前の刑罰の調整の実情
 - 2 行刑法による刑罰の調整に関する改正
- IV おわりに

I はじめに

フランスの刑事施設をめぐっては、刑事施設の老朽化、過剰収容の問題、刑事施設内における自殺者数の増大、刑事施設の刑務官の安全と待遇改善など様々な問題が国内外から指摘されている。

国際的には、既にヨーロッパでは、一九九八年一月一七日の決議において、欧州議会は、構成国に対して、法律上の制度、被収容者からの異議申立の権利、被収容者の義務などを規定する枠組みを定義し、被収容者の権利が侵害された場合に被収容者が訴えることができる独立監督機関の創設を想定した刑事施設に関する基本法を制定することを求めていた⁽¹⁾。さらに、国連の最小限の規範、欧州評議会及び欧州議会の勧告などにおいて、数年前から、各国は刑事施設への収容に関する一般的な条件のみならず被収容者及び矯正施設の職員の地位に関してその行刑関連法を改正することを促していた。既に、イタリア、スペイン、ギリシャ、ベルギー、オランダ、カナダなどは、この要請に基づき、行刑関連法の改正を実現している⁽²⁾。

また、フランス固有の国内的な問題としては、現在の刑事施設被収容者の権利及び義務、刑事施設、社会復帰及び保護観察制度に関する法規はその大半が司法省の省令及び通達などで定められているという状況があった。憲法上、公民権及び自由権の行使への保障などに関する規定を定めるのは立法者の権限であることが明示されている。ただ、省令などによる被収容者の自由の制限の多くが、欧州人権条約で承認されている個人の基本権を制約することは否定できず、原則として、このような制約は立法者によって法律で規定されなければならないという問題がある。従って、EU法との関連で、刑事施設内における被収容者の自由権等の保障については、法律で規定する必要性に迫られていた⁽³⁾。

これまでも幾度か、行刑法制定の動きがあり、二〇〇〇年一月八日に、当時のジョスパン首相は行刑法の制

定を宣言し、二〇〇一年五月には当時の司法大臣が刑罰及び行刑的公役務に関する草案を制定するための委員会を設置し、その結果、刑事施設における拘禁の条件及び刑務所における一般的な監督に関する法律提案が示されるに至った。⁽⁴⁾しかし、この法律提案は実現を見ないまま、政権交代がなされた。このような状況の中、サルコジ大統領が大統領選挙において行刑法の制定を公約し、行刑法の方向性を戦略的に考える委員会が二〇〇七年七月より研究を重ね、司法官、刑事施設所長、刑務官などが参加して議論され、そこで提案された内容が行刑法の制定に影響を与えることとなった。⁽⁵⁾この法案は緊急手続により採択され、二〇〇九年一月二四日に行刑法が制定された。⁽⁶⁾

二〇〇九年の行刑法は、刑事施設における被収容者の権利の保障を強化する一方で、過剰拘禁・収容の状況を改善するため、短期自由刑については、実刑を言い渡すのではなく、刑罰の調整によって、社会内での刑罰の執行を優先することを明記した点においても非常に意義があると考えられる。

そこで、本稿では、二〇〇九年行刑法改正に関連して、被収容者の権利及び収容体制に関連する改正を概観したうえで、行刑法において改正された刑罰の調整についてその理念と現実の運用の在り方を中心として検討を加えたいと考える。

II 行刑法による被収容者の権利及び収容体制に関連する改正

欧州行刑規則のレベルに適合させるため、行刑法は、被収容者の権利を保障する一方、矯正行政の体制、刑事施設内の刑務官等にも配慮をしているが、⁽⁷⁾本稿では、受刑者の権利の保障に関する改正を中心に検討する。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

1 改善が図られた分野——被收容者の権利の保障

(1) 被收容者の身体の完全性の保障

被收容者の身体の完全性を保障するという原則は、欧州人権裁判所判例によって積み上げられてきたもので、続いて内国裁判官もこの原則を考慮するようになった。行刑法四四条は、刑事施設内のあらゆる場所において、各被收容者の身体の完全性を実質的に保障しなければならないと規定する。このために、刑事施設内において身体の完全性を侵害する危険性のある共有スペースに監視カメラを設置することが定められている(行刑法〔以下、法とする〕五八条)⁽¹⁰⁾。また、国は、刑事施設内で他の被收容者の攻撃によって被收容者が死亡した場合には、国の過失が認定されなくとも損害賠償が義務づけられる。さらに、一人または複数の受刑者による加重的な暴行行為の被害者となっている受刑者は監視及び特別な拘禁制度の対象となり、その受刑者には優先的に個室(独居房)が与えられる(法四四条)⁽¹¹⁾。

(2) 被收容者の尊厳の保障

被收容者の身体の完全性の保障と同様に、被收容者の尊厳の保障も原則として規定される。行刑当局は、すべての人の尊厳とその権利の尊重を保障しなければならない。権利の行使は、拘禁に内在する制約、刑事施設の安全と秩序の維持、再犯防止及び被害者の利益の保護などから生じる制限以外のいかなる制限の対象とはなりえない。上記の制限は、被收容者の年齢、健康状態、身体障害の有無、人格などを考慮して判断される(法二二条)。また、雑居房においては、收容される人数に対応したものであることが求められ、安全と尊厳が保障されなければならないことが明記された(法五二条)⁽¹²⁾。

(3) 身体検査

人の尊厳をより侵害しない取調方法、たとえば、触診による検査、電子的な探知などをとることができない場

合に身体検査が用いられる⁽¹³⁾。直腸内や膣内などの体内の取調については、これまでに法整備がなされていない中、すでに国務院はその取調方法について二つの条件（被収容者の過去の態度や第三者との接触状況などから被収容者の行動に疑いがあること、比例性の原理に従うこと）を提示していたが、その点について法的に整備された。特別に理由が示された要請がある場合に限り、体内の身体検査が認められることになった。司法当局によって要請された刑事施設外の医師が体内の身体検査を行う（法五七条）。ただ、行刑法には明記されていないが、行刑規則には、被収容者への身体検査は同性の者によって行われること（刑訴法D・二七五条）、房内の検査の課題点を明確にすること（刑訴法D・二七五条）⁽¹⁴⁾が定められている。

(4) 電子監視による住居の指定

行刑法では、無罪推定に鑑みて自由を優先することを保障している（法七一条）。その例外として、予審の必要性から、あるいは、保安処分として、予審対象者は司法監視のもとに置かれることもある。司法監視の義務を遵守しなかった者は住居を指定され電子監視の下に置かれる。司法監視及び電子監視の下での住居指定などを義務づけるだけでは目的を達成できない場合に限り、被疑者は勾留されることになる。電子監視をとまなう住居指定処分は、対象者からの要請がありその合意のもとで、予審判事または自由と勾留判事によって、双方の弁論を経た後で、理由を付したオルドナンスにより命じられる⁽¹⁵⁾。電子監視は、固定型電子監視措置または携帯型電子監視措置のいずれかで行われる。携帯型電子監視措置の対象となるのは、七年の拘禁刑で処罰される犯罪で予審開始がなされた場合及び社会内司法追跡を科せられた場合である。電子監視措置の期間は六か月で最高二年まで更新は可能である。住居指定から生じる義務に違反した場合、対象者は勾留される⁽¹⁶⁾。有罪判決を受けた場合、電子監視を伴う住居指定を受けた期間は自由刑の刑期に算入される。

(5) 受刑者の刑事施設への受入等

刑事施設に收容された時点で、被收容者はその理解可能な言語で、收容規則に関する規定を定めた受入証が交付され、被收容者の権利及び義務、不服申立及び要望の方法などを告知される(法二三条)。学際的観察期間の経過後で、被收容者の人格と健康の状況が調査される(法八九条⁽¹⁷⁾)。これらの最小限の保障が行刑法で規定されているが、刑事施設への收容に関する欧州行刑規則を徐々に拡大していくことが問題となる。すでに矯正行政では欧州行刑規則を国内法に移入する方策がとられている。

2 改善が不完全である分野

(1) 独居(個室) 收容の原則

独居收容の原則は行刑法で確認された。既に、二〇〇八年六月一〇日のデクレによる刑訴法五三一条において独居收容の権利が認められていた⁽¹⁸⁾。行刑法では、被收容者がそれを望んだとき、人格の問題から独居收容が認められないとき、労働することまたは職業訓練を受けることが認められており編成上の必要性から求められているときなどの例外的な場合を除き、被收容者の独居收容が原則とされた⁽¹⁹⁾。独居收容の原則は被收容者の尊厳を保障するための基本的な権利であり、今回の行刑法でその点が確認された。また、独居收容の原則は欧州行刑規則においても強く要請されている。

(2) 作業

刑事施設における労働及び職業活動(刑務作業)については、これまで一般社会における労働契約の観念はそれほど尊重されていなかったといえ、今回の改正ではこの点について改善がみられる。改正により、被收容者には、社会復帰の目的があり、年齢、能力、障害及び人格に応じた刑務作業である場合には、刑事施設の長及び更

生保護部長によって提示された作業のうち少なくとも一つの作業を行うことが義務づけられた。そして、この作業は、刑事施設の長と被收容者との間の契約の対象となる。従って、職業活動としての権利及び義務、並びに、労働条件と報酬⁽²⁰⁾についても契約書に明示しなければならぬ。また、例外的に複合的な形態で刑務作業が行われることもある。未成年者が教育を受けていない場合、教育的な性格をもつ作業を義務づけられる⁽²¹⁾。刑務作業を義務づけるといふ点は、自発的に作業を行うという従来の考え方とは大きく異なるものである。作業を義務づけることは、被收容者が何もしないという怠惰な生活を改めさせることにつながるが、ただ、これを刑務所も含めてすべての刑事施設において一般化する可能性があるかについては疑問の余地がある。ただし、被收容者が義務づけられた作業を拒んだとしても、何らかの制裁の対象となるわけではない。

(3) 私的生活及び家族との生活の尊重、外部との関係の尊重

この点については、行刑法において改善がみられる。家族との接触を増やすために、三か月に一度は家族との面会が許可され、訪問者の移動距離を考慮して期間が定められる(法三六条)。但し、予審が終了し、判決裁判所への召喚を待っている被告人に対しては、家族との接触は禁止されている(法三四条)。家族への電話連絡も全ての受刑者に認められるが、家族関係の強化、社会復帰への展望にとってもこれは重要である。従来は、電話の使用は司法当局の許可のもとでしか認められていなかった(法三九条)。また、被收容者の文書の秘密が認められた(法四二条)。同様に、被收容者の肖像権も保障され(法四一条)、あらゆる人との書面による通信の自由も、その通信が社会復帰または公序及び治安の維持を著しく危険に陥れると思われる場合を除いて、認められた(法四〇条)⁽²²⁾。弁護士、フランス国内の及び国際的な行政及び司法当局、刑事施設付司祭との封書による通信の権利も保障された(法四〇条)⁽²³⁾。被收容者の郵便物をとどめ置く決定をする場合には、それを被收容者に告知しなければならぬ(法四〇条)⁽²⁴⁾。また、拘禁施設総監督官(Contrôleur général des lieux de privation de liberté)⁽²⁵⁾と被収

容者との間の書面による通信については、監督の対象とはならない（法四条）。

他の刑事施設への移転に関する監査については、判例も確立されておらず、行刑法には明確な規定がない。権限の逸脱に対する不服申立が可能となったが、その範囲は非常に限定されている。拘置所から刑務所への移送の決定及び同じ性質の刑事施設間での移送の決定については、不服を申し立てることができない。国務院は、勾留センター（centre de détention）と中央刑務所（maison centrale）は刑務所であるときとみなしており、同じ性質の施設であるとしている⁽²⁶⁾。従って、例外的に、刑事施設間の移送の決定が自由権及び憲法上の基本権の観点から問題となるときには、行政裁判官による監査が行われる。ただ、刑事施設間の移送については、防御権の行使、対審の原則が認められていない。受刑者は、家族に対して、他の刑事施設への拘置または移送、病気または重大な負傷を即座に知らせる権利をもつ（法二四条）。

(4) 表現する権利

表現する権利とは、拘禁の一般的な条件に関するあらゆる疑問・質問について、被收容者は相談を求めることができるとする欧州行刑規則五〇条の影響を受けて導入されたものである⁽²⁷⁾が、受刑者が助言を求めることができるのは、被收容者に提示された作業に関係するもののみであり、その範囲はかなり限定されたものである。従って、改善の程度は完全ではない。

(5) 被收容者の隔離

予防策及び保安対策としての隔離は成人の被收容者のみを対象とするが、その法的根拠は厳格に定められている（刑訴法七二六―一条、法九二条により改正）。隔離は三か月の期間で行われるが、対審弁論を経て、同期間の延長は可能である。隔離の期間、対象者は口頭または書面による意見書を提出することができる。隔離が一年を超えれば、隔離の可否については司法当局の意見に従わなければならない。すなわち、司法大臣が、四か月の期間

隔離を延長する許可を与えることができ、同期間再延長は可能である（刑訴法D.二八三―一七条）。さらに、隔離が人または施設の安全性を確保するための唯一の手段であると判断される場合に、例外として、二年を超えて期間の延長が認められる（刑訴法D.二八三―一七条⁽²⁸⁾）。隔離をするかどうかの判断に際しては、被収容者の人格、特別な危険性、健康状態などを考慮する（刑訴法D.二八三―一七条）。行刑法は、隔離の法的根拠については、従来の考え方を踏襲しており、裁判官に副次的な役割を留保しているが、裁判官は、懲戒権の場合と全て同じ条件で、権限の逸脱に対する不服申立の場合にのみ介入することができる。行刑法は、対審弁論を想定することで、防衛権（弁護権）の保障の原則を認めている。

3 改善が不十分である分野——懲戒手続に関する被収容者の権利保障

(1) 公平な手続きを受ける権利——欧州人権条約の規定の観点から

A 欧州人権条約六条一項との関連

欧州人権条約六条一項⁽²⁹⁾との関係では、欧州人権裁判所は、懲戒権についても刑事法上の訴追と同様のものと考えており、懲戒手続⁽³⁰⁾についても、六条一項で定める権利の保障が及ぶことを求めている。被収容者及び拘禁施設に拘置されている未決の者の懲戒制度については、国務院のデクレによって定められる（刑訴法七二六条、法九一条により改正）。懲戒委員会の構成は、刑事施設の長との関係で、中立公正でなければならないが、従来、刑事施設の長は、訴追の権限をもち、訴追するか不起訴処分とするかを決定する権限をもっていた（刑訴法D.二五〇―一⁽³¹⁾条）。さらに、刑事施設の長は、懲戒に関する捜査を担当する者を任命し、自らの権限の下に置いている。懲戒委員会の議長も刑事施設の長である（刑訴法D.二五〇条）。その上、刑罰の執行においても権限を有している（刑訴法D.二五一―八条）。このような状況の改善を図るため、行刑法では、懲戒委員会の構成としては、刑事

施設の長の他に、二名の補佐をおくことが義務づけられ、内一名は刑務官、他の一名は外部の者であることが求められる（法九一条、刑訴法七二六条⁽³²⁾）。ただ、このような改正によっても、欧州人権条約六条一項が規定するレベルと比較すれば、さらなる改善が求められると考えられる。刑事施設の長の権限が幅広く認められすぎているという問題は残されたままである⁽³³⁾。

また、行刑裁判所との関連でいえば、行刑裁判官が軽罪裁判所において陪席として、または裁判長として、有罪判決の言い渡しに関与し、その後、対象者の刑罰の調整を行うか否かを決定する。ここでも、役割の重複が問題となるので、欧州人権条約六条一項に定める独立した公平な裁判所による裁判を受ける権利との関係では、欧州裁判所判決との整合性が求められることになる⁽³⁴⁾。

B 欧州人権条約六条二項との関連

懲戒手続に際して、被收容者に対する弁護人の扶助が行刑法によって承認され、被收容者に対してその弁護が保障されることが明示された。もちろん、被收容者自身が自らを弁護することも可能である。この点については、欧州人権条約六条の規定を遵守している⁽³⁵⁾。

防御権を尊重するために、訴訟記録を事前に閲覧する権利も保障されている。対審審理のために、証人を召喚する権利も認められている。刑訴法D.二五〇―二条では、懲戒委員会への出頭は書面により求められるが、準備のため最低三時間前である必要がある⁽³⁶⁾。この点について、行刑法は明確な規定をおいていない。また、証人を召喚する権利については、欧州行刑規則では明確に保障されているにもかかわらず、刑訴法D.二四〇―四条の規定を尊重して、証人を召喚して委員会で尋問するか否かは懲戒委員会委員長の判断にゆだねられているので、この点についても保障は完全ではない⁽³⁷⁾。

行刑委員会は、刑訴法七二―五五条に規定されるように、刑の減輕、監視付での外出許可、外出許可の処分に

ついて事前に意見を提示するという役割を有している。行刑委員会委員長は行刑裁判官であり、法律上の委員は共和国検事及び刑事施設の長である。また、その他の委員を選任することができる。被収容者は行刑委員会に出席することは認められておらず、弁護人の扶助及び立ち会いも認められていない。行刑委員会は、刑事施設が提出した書類のみに基づき上記の処分の可否について判断することになる。この点については、欧州人権条約六条で保障されている内容との間には大きな隔たりがあり、フランスにおいては保障が十分ではない。行刑裁判官は、刑訴法七二―八条に定める例外的な場合を除いて、対審弁論を経ずに、理由を付した命令を出す。刑罰の調整についての行刑裁判官の決定は控訴の対象となるが、被収容者には二四時間しか与えられておらず、弁護人にとって控訴を判断し準備するには十分ではない。これに対して、行刑院長には控訴審の判断を下すまでには二か月の猶予が認められており、公平性の観点からすれば大きな問題が指摘されている。⁽³⁸⁾

(2) その他の保障された権利

A 不服申立権について

従来のフランスの判例実務では、懲戒委員会の判断に不服があれば、基本的自由の侵害を理由とした不服申立の場合を除いて、刑訴法D・二五〇条の規定に基づき、被収容者は地域圏矯正局長 (le directeur regional des services pénitentiaires) に不服申立をすることが義務づけられており、これによって、被収容者は緊急手続として直接裁判官に不服を申し立てることができない状況にあった。また、懲戒房に収容されることは、基本的自由の侵害とは考えられていない。同様に、ある種の防御権を遵守しないことも、基本的自由の著しい侵害ではないと判断されてきた。受刑者を非難する事実の把握が詳細ではなく不正確である報告書に基づき懲戒委員会に召喚された場合や懲戒処分⁽³⁹⁾の理由づけが不十分である場合でも、不服申立をすることが許されていなかった。一方、欧州人権裁判所の判決では、欧州人権条約一三条に基づき、裁判官への不服申立は広く認められるようになっており、⁽⁴⁰⁾

フランスにおける実情は、欧州人権裁判所の判断とは大きくかけ離れているといえるであろう。行刑法九一条（行訴法七二六条四項）は、従来の判例実務を追認し、被收容者が懲戒域に入れられたときには、行政裁判所法 L. 五二一―二条を適用してレフェレ（急速審理手続）裁判官に事件係属を求めることができると規定するにとどまっている⁽⁴¹⁾。

B 付加刑について

現在の刑法典では、自動的に科せられる付加刑は存在していないが、特別法においてはいまだに存在しており、そのひとつの例が公職選挙法七条では、自動的に被選挙欠格という刑罰を科せられることになる。これについては、欧州人権条約第一議定書三条の規定に反するのではないかとの疑いがあり、元老院において改正が図られようとしたが、結局、この改正については見送りとなった⁽⁴²⁾。

C 收容制度の差別化

行刑法においては、收容制度の差別化が原則として認められた。矯正当局は、人格、健康状態、危険性、社会復帰に向けられた努力等に従って、被收容者の收容体制を判断することができる（行訴法七二七―一条、法八九条により改正）。これによって、被收容者の状況に応じて、收容体制を見直すことができるようになり、刑罰の執行の個別化という点では評価できる。具体的には、收容房のドアの鍵をかけ解放しておくか否か、単独で朝食をとるのか否か、作業をする際に刑務官の随行が必要か否か等の点について差別化が行われる⁽⁴³⁾。この点については、欧州行刑規則においてはより明確に規定している（規則一七条、一〇四条）。ただ、行刑法は、適用される拘禁の制度に従って受刑者が服すべき処遇の多様性の性質については詳細な規定をしておらず、どのような判断に基づき個別対応を決定するか、受刑者の防御権は保障されるか、不服申立手続は保障されるか等については規定が置かれていない。より厳格な拘禁体制に被收容者を置く場合には、法二二条に定める権利を侵害してはならな

いとするとどまっている（七一七―二条二項、法八九条により改正）。行刑法において、異なる制度の運用の一般的な条件を示し、最低保障の詳細について規定すべきであったという批判も加えられている。⁽⁴⁴⁾

Ⅲ 刑罰の執行——刑罰の調整の理念と現実

1 行刑法による改正以前の刑罰の調整の事情

刑罰の執行については、二〇〇〇年六月一五日法⁽⁴⁵⁾において刑罰の適用に関する改正がなされたが、犯罪の進化への司法の対応に関する二〇〇四年三月九日法いわゆるペルベンⅡ法においてもさらに重要な改正が盛り込まれた。⁽⁴⁶⁾ 刑罰の執行に関する改正は非常に広範な範囲に及ぶため二〇〇五年一月一日に施行された。この改正の基本的な方針は、刑罰の執行について司法当局の決定と監督を確立すること、適宜効果的な執行に務めること、社会の利益と被害者の保護を尊重すること、受刑者の社会復帰を促進し再犯を防止すること、刑の執行途中での執行形態の変更は必要であること、受刑者を早期に釈放すること、などであった。

二〇〇四年法により、刑事訴訟法七〇七条において、裁判官は、判決の宣告後、刑期の終了まで、刑罰の執行にあたり責任を負うことが明記された。すなわち、刑罰の執行は完全に司法権の管轄する事項となった。宣告された刑罰の執行は効果的に適宜執行されなければならない（一項）。刑罰執行の目的は、社会及び被害者の権利保護、受刑者の社会復帰及び再犯予防にある（二項）。二項所定の目的を達成するために、刑期の途中で、受刑者の人格の進展及び状態を考慮して、刑罰を修正することができる。刑罰の個別化を進めることで、受刑者の状態に応じて、釈放を促進し、司法による追跡を行わない釈放を避けることができる（三項）⁽⁴⁷⁾。自由刑に限らず、その他の刑罰に関しても大幅な改正がなされた。刑罰の執行において、裁判官の権限は刑罰適用において拡大さ

れる一方、受刑者は枠組みの中にはめ込まれることになった。さらに、被害者が新たに刑罰の執行の場面で登場することになった。

(1) 刑罰の適用に関する一般原則

刑罰の適用に関しては、二〇〇〇年六月一五日法によって、行刑裁判官の決定が司法化され（したがって、行刑裁判官の判断に対して異議申立を行うことができる）、長期受刑者の仮釈放の裁定を行う特別な裁判所が創設されることで、刑罰適用に関する司法の関与が拡大された。二〇〇四年の改正でこの動きがさらに進められることになった。⁽⁴⁸⁾ 特に以下の三点が重要であった。

第一に、各大審裁判所に設置される行刑裁判官の他に新たな裁判所すなわち「行刑裁判所 (Le tribunal de l'application des peines)」及び「行刑院 (控訴行刑裁判所) (la chambre de l'application des peines)」が創設された。行刑裁判所は三名の行刑裁判官から構成され、長期受刑者の仮釈放、保護観察期間の取消、刑の中断及び特別な刑の軽減に関して裁定する権限をもつ。行刑裁判所の配置と権限は大審裁判所のそれと同様である。控訴院に置かれる行刑院は、三名の控訴院判事によって構成され、行刑裁判所の決定に対する上訴（抗告）について判断する。また、行刑院の決定に対して上告（破棄申立）ができる。行刑院の審理には、受刑者社会復帰支援組織及び被害者支援組織の代表者の参加が認められる。行刑裁判所等の設置によって、仮釈放裁判所は廃止されることになった。⁽⁴⁹⁾ また、未成年の受刑者については、少年刑法の特別領域を強化するために、閉鎖施設における刑の執行に關しても、少年裁判官及び少年裁判所にその権限が委ねられる。⁽⁵⁰⁾

第二に、司法行政上の措置を定めた一九八六年九月九日法によって制定された刑訴法旧七三三―一条は二〇〇〇年法により大幅に改正されたが、司法行政上の措置が完全に廃止された。今後は、受刑者の釈放等については、行刑裁判官が行刑委員会の意見を聴取した後で、オールドナンスによって決定することになる。したがって、受刑

者はこの決定に対して行刑院に上訴（抗告）することが可能となった（但し、受刑者が直接上訴できるのは二〇〇五年一月三日からであり、それまでは検察官のみが上訴することができた⁽⁵¹⁾）。

第三に、行刑裁判官の権限が一層拡大された。受刑者が義務を遵守しなかった場合、軽罪裁判所に代わり、改正後は、行刑裁判官に保護観察付の執行猶予を取り消し、刑の宣告猶予の後で刑の免除を許可し（刑法一三三―一六五条）、六月以下の自由刑の代替刑として公益奉仕労働または日数罰金刑を命じ（刑法一三三―一五七条）、公益奉仕労働の代替刑として日数罰金刑を命じる（刑訴法七四七―一一条）⁽⁵²⁾ 権限が与えられた。その他の重要な改正点として以下のものがあげられる。

短期自由刑について実施される電子監視措置（placement sous surveillance électronique）—— 刑事訴訟法七二三―一七条及び七二三―一八条に規定される電子監視措置とは、自宅を刑務所として取り扱い、職業活動の執行や治療のために通院するような事前に認められた場合以外では住宅を離れることを認めず、遠隔操作によって電子的に監視する処分である——については、判決裁判所が直接命令することができる⁽⁵³⁾。

公益奉仕労働については、二一〇時間（改正前は二四〇時間）を超えることができず、一二か月以内（改正前は一八か月以内）に実施する必要がある⁽⁵⁴⁾。

日数罰金刑については、一日の罰金額が一〇〇〇ユーロに増額され、納付されなかったときにはその日数刑事施設に收容される（刑訴法一三三―一五条、一三三―一五五条⁽⁵⁵⁾）。

罰金刑を宣告された受刑者が、一月以内に罰金を完納した場合、一五〇〇ユーロを超えない範囲で二〇%の減額措置を受けることができる。この規定は、適用に関するデクレが公布された後に適用される。また、罰金の支払が執行されない場合に適用されていた滞納留置が司法留置（contrainte judiciaire）に代替され、行刑裁判官が留置を決定する（刑訴法七四九条）。留置の期間は罰金の言渡し額に応じて定められるが（刑訴法七五〇条）、罰金

額が一〇万ユーロを超える関税法上の罪（例えば、薬物取引の罪）については、留置の長期は二年から一年に減軽された（刑訴法七〇六―三一条）。なお、裁判所が容易に罰金刑の選択をすることができるようにするために、被告人は収入の証明書及び税金の通知書を持参して出廷することができる。⁽⁵⁶⁾

(2) 受刑者に関する改正

刑訴法七〇七条では、刑罰の個別化 (*individualisation de la peine*) という文言が用いられている。従来、行刑裁判官は受刑者の有利な点のみを考慮すれば足りたが、二〇〇四年法による改正により、行刑裁判官は刑の執行方法を定め、刑の適用条件を定め監督し（刑訴法七二二―一条）、刑訴法七〇七条に規定された決定を下すことになった。したがって、行刑裁判官の役割が拡大されたことになる。⁽⁵⁷⁾

刑の執行の軽減に関しては、従来は受刑者の行状が悪くない限り、行刑裁判官によって自動的に認められてきた。改正によって、各受刑者には、一律に、一年目には三月、二年目以降には二月、一月につき七日の刑期の短縮が与えられるが、受刑者の行状が悪い場合は、行刑裁判官は、行刑委員会の同意を得て、一年につき最高三月、一月につき七日、刑期の短縮を取り消すことができる。釈放後、犯した罪によって新たな有罪判決を受けた場合には、減軽された刑に相当する期間についても同様に取り消すことができる（刑訴法七二二―⁽⁵⁸⁾一条）。刑訴法七二二―一条は、一年の拘禁の後、受刑者が、新たな知識の習得のため学校、大学または職業上の試験に合格して社会復帰への真摯な努力を示し、「教育もしくは職業訓練において現実的な進歩が証明され、または、被害者への損害賠償に努力した」場合には、刑の執行の特別軽減が認められることもあると改正されたが、この点では従来の行刑裁判官としての側面も残されているといえる。特別軽減の期間は二月から三月と増加された。⁽⁵⁹⁾

五年以下の自由刑の執行の終了について重要な改正が行われた。刑訴法七二二―二〇条以下の規定では、刑期が六月以上二年以下の自由刑については最後の三か月、一年以上五年以下の自由刑については最後の六か月にお

いて、行状が悪い場合、社会復帰のための計画がない場合、事実上不可能な場合を除き、保護観察・釈放者支援施設の長の提案に基づき、検察官の意見聴取の後で行刑裁判官が許可したときには、受刑者は、半自由、外部通勤作業または電子監視措置の恩恵を受けることができるようになった。⁽⁶⁰⁾ このような一連の規定が整備された理由として、受刑者の釈放後の状況にも配慮することと、過剰拘禁状態をできるだけ早急に解消したいという政府の方針があつたことがあげられる。

ただ、このような改正が実現されたにもかかわらず、刑事施設の過剰拘禁状態が解消されたわけではなく、より根本的な改正が俟たれていた。

2 行刑法による刑罰の調整に関する改正

刑罰の調整 (aménagements de peine) について、二〇〇九年行刑法により重要な改正がなされた。一九九四年刑法典において既に、刑法一三二―二四条は、犯罪の事情及び行為者の人格にに応じて、個別的な刑の宣告を認めていたが、その後、再犯者予防に関する二〇〇五年一月二日法において、二項が追加され、宣告される刑罰の性質、刑期、執行方法は、受刑者の社会復帰を促し再犯を防止するという必要性と同時に、社会の効果的な保護、受刑者の制裁及び被害者の利益を調和させながら定められなければならないことが明示された。⁽⁶¹⁾ さらに、二〇〇九年行刑法によって三項が追加された。刑法一三二―二四条三項は、軽罪事件について、法律上の累犯として処罰される場合を除いて、犯罪の重大性及び行為者の人格により拘禁刑を言い渡すことが適切な場合、その他の刑罰では不十分な場合に限って、最後の手段として、拘禁刑が言い渡されることになった。拘禁刑が選択された場合においても、実質的に不可能な場合を除いて、受刑者の人格及び状況により、半自由(一三二―二五条)、外部通勤作業(一三二―二六条)、電子監視措置(一三二―二六―一条)、刑の分割等の刑罰の調整の対象となる。こ

のように、軽罪刑すなわち拘禁刑については、軽罪裁判所は、受刑者の状況に鑑みてまた実質的に不可能である場合以外は、原則として、刑罰の調整をしなければならないことになった。⁽⁶²⁾これは、短期自由刑については、実質的には刑事施設に収容せずに、代替刑で処遇するか、刑罰の調整を行い社会内で処遇することが原則であり、実刑判決を言い渡し刑事施設に収容することは例外であることを明確にしたものである。

二〇〇九年行刑法による改正前には、半自由、外部通勤作業、電子監視措置については、一年以下の拘禁刑を対象として言い渡すことが可能であったが、改正後、対象が二年以下の拘禁刑までその上限が引き上げられた。但し、再犯者については、これまで通り、一年以下の拘禁刑が対象となる。二〇〇六年度の統計を前提とすると、有罪判決を受けた者のうちその九四%が刑の調整の対象となることになり、⁽⁶³⁾刑の調整の対象が格段と拡張されることになる。特に、半自由、外部通勤作業、電子監視措置については、二〇〇九年行刑法によって大幅に改正された。二〇一〇年一月一日現在、半自由、外部通勤作業、電子監視措置が適用されている受刑者の数は、七二九二人であり、被収容者の一四・四%に該当する。⁽⁶⁴⁾また、刑罰の調整に関する改正は、公益奉仕労働、仮釈放にも及んでいる。そこで、改正された点を含めて、それぞれの制度について順次検討していく。

(1) 半自由

半自由とは、刑事施設に収容された状態での刑罰の調整の一つであり、職業活動の遂行、教育・職業訓練の受講または一時的な労働への従事、就職活動、欠くことのできない家族生活への参加、医学的な治療を受ける、再犯の危険を防止するための社会復帰計画に専心するなどの目的で、刑事施設を離れることを許可される特別な拘置制度である(刑法一三二・二五条一項)⁽⁶⁵⁾。行刑法による改正により、一時的な労働への従事、就職活動、再犯の危険を防止するための社会復帰計画に専心する場合においても刑の調整が認められることになり、その適用範囲が大幅に拡大されることになった。⁽⁶⁶⁾毎日、上記の活動が終了すれば、受刑者は半自由センターまたは刑事施設の

特別房に收容される。半自由は、刑事施設への收容開始時または收容中に執行することができる。

行刑裁判官または一定の場合には更生保護部 (Le service pénitentiaire d'insertion et de probation)⁽⁶⁷⁾ 長が、半自由の執行条件 (対象者に応じて義務及び禁止事項) を定める。受刑者は、それぞれの状況に応じて行刑裁判官等によって定められた諸条件、具体的には、活動時間、被害者への賠償、他人と交流することの禁止などを必ず遵守しなければならない。また、行刑裁判官は、労働等の条件に対応して、受刑者が施設を出発する時間、帰宅する時間を定める (刑訴法 D. 一三七条)。例えば、レストランで働く者については、夜間の外出も許可される。なお、半自由センター内⁽⁶⁸⁾では、受刑者は刑務官の監視に置かれる。半自由が執行されている全期間において、受刑者は、更生保護部の監督を受ける。更生保護部は、対象者が義務を遵守しているかを監視し、社会復帰への支援を行う。受刑者が社会復帰への真剣な計画を提出した場合に、半自由による收容を認めることが可能となる。対象となる受刑者は、二年以下の拘禁刑に処せられた者または法律上の累犯については一年以下の拘禁刑に処せられた者、刑の残余期間が二年以下であることまたは法律上の再犯者の場合には刑の残余期間が一年以下であること、半自由の期間を執行すれば仮釈放を許可される者 (仮釈放が許可される最大で一年前であること)、期間にかかわらず滞納留置を執行した者である (刑法一三二―二五条一項、法六六条により改正、刑訴法七二二―一条、法八一条Ⅱによって改正)。半自由を執行される受刑者は、刑事施設外では、その状況が適法であることを証明するために必要な書類を常に携帯しなければならない。

判決裁判所は、全刑期またはその一部について半自由処分を伴う拘禁刑を直接言い渡すことができる。また、部分的に執行猶予または保護観察付執行猶予を伴う拘禁刑を言い渡す場合にも、実刑に該当する部分が二年以下の拘禁刑であるとき、または、再犯者の場合には一年以下の拘禁刑であるときにも、半自由に関する規定を適用することができる (刑法一三二―二五条二項)。その他、行刑裁判官または (行刑裁判官が必要と判断したときには、

職権でまたは受刑者もしくは検察官の請求があつたときには) 行刑裁判所は、対審弁論を経た上で、受刑者に半自由を付与する刑罰の調整を決定することができる(刑訴法七二一六条一項・三項)。また、検察官、受刑者及びその弁護士の同意があれば、対審弁論を経ることなく、半自由等の刑罰の調整を決定することができる(刑訴法七二一六条二項)。

二〇〇九年行刑法は、刑罰の調整の実施を検討するために、半自由の対象者の個別的な事情を更生保護部が調査すべきであると規定する。社会復帰への計画が存在しないときは、半自由を付与するための理由を付した報告書を司法当局に提出しなければならない。

半自由の対象者が課せられる義務を遵守しなかったなどの事故が生じた場合は、すべて行刑裁判官に報告され、行刑裁判官は半自由処分の停止または取消を命ずることができる。行刑裁判官は逮捕状または拘引状を發布することができる。緊急の場合には、刑事施設長は受刑者を即座に収容する手続をとることができる(刑訴法D. 一二四条)。その場合、その事実を行刑裁判官に即座に報告しなければならない。要求された時間内に施設に戻らない場合は、半自由を執行されている受刑者は刑事施設から逃走したとみなされ、刑事訴追及び懲戒手続の対象となる(刑訴法D. 一二五条)。

半自由を執行されている受刑者は、労働契約に署名する権利を有する。行刑裁判官がその他の決定をした場合を除いて、そこで得た報酬は受刑者個人の口座に振込入金される(刑訴法D. 一二二条)。半自由を執行されている受刑者の権利として、私訴原告人への支払相当額を、毎月、刑事施設に送金する(届ける)ことができる(刑訴法D. 一二二一条)。

なお、受刑者の人格または適用可能な手段がそれを認めるときには、行刑裁判官は、刑訴法七二一六条の規定に従い、半自由から外部通勤作業に変更することも可能であるし、外部通勤作業から半自由に変更することも可能

である（刑訴法七二三―二条）。

(2) 外部通勤作業

外部通勤作業とは、半自由と同じく、刑事施設に收容された状態での刑罰の調整の一つであり、職業活動の遂行、教育・職業訓練の受講または一時的な労働への従事、就職活動、欠くことのできない家族生活への参加、医学的な治療を受ける、再犯の危険を防止するための社会復帰計画に専心するなどの目的で、刑事施設を離れることを許可される特別な拘置制度である（刑法一三二―二六条⁶⁹）。従って、例えば文化遺産または海岸景観の保全と関係する現場に参加することも可能である。

毎日、外部での活動が終了すると、行刑裁判官の決定に従って、受刑者がそこで指導を受け起居している団体事務所、近親者の住居または刑事施設に戻らなければならない。また、受刑者は、その状況に応じて、活動の日程・時間割、被害者への損害賠償、人と交流することの禁止などの行刑裁判官が定めたあらゆる条件を必ず遵守しなければならない。この処分は、刑事施設への收容開始時または收容中に認めることができる。

外部通勤作業の対象となる受刑者は、二年以下の拘禁刑に処せられている者または累犯の場合には一年以下の拘禁刑に処せられている者、拘禁刑の残余期間が二年以下であることまたは再犯者の場合には一年以下であること、外部通勤作業の期間を執行すれば仮釈放が認められる者、期間にかかわらず滞納留置を執行する者である（刑訴法七二三―一条）。

二〇〇九年行刑法は、刑罰の調整の実施を想定するために、外部通勤作業の対象者の個別的な事情を更生保護部が調査すべきであると規定する。社会復帰への計画が存在しないときは、外部通勤作業を付与するための理由を付した報告書を司法当局に提出しなければならない。

裁判所によって実刑として拘禁刑を言い渡されたがその執行が開始されていない者を未拘置者（拘置されてい

ないという意味で自由 (libre) な者) という。未拘置者は、言い渡された拘禁刑が二年以下である場合、累犯の場合合は一年以下である場合には、直接、外部通勤作業を享受することができる。

外部通勤作業の請求は以下のように行われる。更生保護部の担当者は、外部通勤作業を適用できるか及び計画が作成されているかの確認を評価するために、刑罰の調整を付与するための要件を充足している被収容受刑者と面会する。担当者は、施設の書記官を介して行刑裁判官に受刑者の請求を伝達することができる。未収容者は、刑罰の調整を検討するために、行刑裁判官及び更生保護部に召喚される。また、受領証を伴う郵便物を、直接、行刑裁判官に発送することも可能である。

行政裁判官または場合によって更生保護部長は、外部通勤作業適用のための条件の詳細を定める。受刑者に応じて義務と禁止事項を定める。例えば、行刑裁判官は、受刑者に被害者への賠償を命じ、特定の場所に赴き特定の人物との関係をもつことを禁止することができる(刑法一三二―四五条⁽⁷⁰⁾)。行刑裁判官は、外部通勤作業におかれた受刑者に、夜または週末、収容されている刑事施設に戻るよう要求することができる。外部通勤作業が執行されている全ての期間、受刑者は更生保護部によって追跡され、義務の遵守、再犯の防止を監視される。更生保護部は、社会復帰への支援を行い、処分の執行について行刑裁判官に報告する。外部通勤作業におかれた受刑者は、刑事施設外では、その状況が適法であることを証明するための書類を常に携帯していなければならない。

外部通勤作業におかれた受刑者は、被収容受刑者と同じく刑の減軽を付与され、公私の別なく雇用者のために労働し、薬物中毒・アルコール中毒等の治療の対象となる。行刑裁判官が許可した場合、受刑者は、外部の口座で給料を受領すること、特定の夜については自宅または宿泊所に戻ることに、終末及び祝日には外出する許可を得ることができる(刑訴法一四三―一条)。

受刑者に不適切な行動または義務違反があったときには、行刑裁判官は処分の取り消し及び刑事施設への再収

容を命じることができ（刑訴法七三二条）。所定の時間を遵守しないことは脱獄とみなされ、共和国検事によって軽罪裁判所へ訴追される。さらに、外部通勤作業処分の取り消しを追加される。

(3) 電子監視措置

電子監視措置は、受刑者を刑事施設に収容することなく拘禁刑を執行する一つ的手段である。また、二〇〇九年行刑法による改正によって、行刑裁判官は、判決公判を待つ間の未決勾留（*détention provisoire*）の代替として、住居指定（*assignation à résidence*）の枠内で電子監視措置を決定することができるようになった（刑訴法一四二―五条以下、法七―Ⅲにより改正）。さらに、刑期の終わりの電子監視措置として言い渡すことができる。⁽⁷¹⁾ 電子監視措置は、例えば午後一九時から午前八時までというように、裁判官が定めた時間は、受刑者は住所（または居所）に留まる義務を負うという原則に依拠する処分である。受刑者は足首にブレスレットを装着する（刑訴法R.五七―一条）。指定された時間内に外出した場合、即座に遠隔アラームによって監視官に警告される。⁽⁷²⁾

電子監視措置によって、受刑者は、職業活動を遂行する、教育を受ける、職業訓練を受ける、研修を受けるもしくは一時的な職業に就く、就職活動を行う、欠かすことのできない家族生活に参加する、医学的な治療を受ける、または再犯を防止するためのその他の社会復帰計画に専心することができる。

刑罰の調整の枠内で電子監視措置の対象となりうるのは、二年以下の拘禁刑に処せられた受刑者または五年以下の拘禁刑に処せられた者で残刑期が二年以下である受刑者、法律上の累犯の場合は一年以下の拘禁刑に処せられた受刑者、電子監視措置に置かれて一定期間を執行したことで仮釈放が認められる受刑者（仮釈放が許可されるまで最高一年前であること）、期限の条件なく滞納留置として拘束された者である。⁽⁷³⁾ 保安処分の期間中、電子監視措置は執行されない。

刑期の終わりの電子監視措置の対象となるのは、五年以下の拘禁刑に処せられた受刑者で、刑期が残り四か月

以下であることが必要であるが、この処分の適用には、受刑者がこの処分について同意していること、受刑者の人格とこの処分の執行が矛盾しないこと、再犯の危険がないこと、または物理的に処分を適用することができる必要がある(刑訴法七三二一九条、法八四条Ⅲにより改正)。

電子監視措置を伴う住居指定の対象となりうる者は、予審開始が決定され公判の開始を待っている者である(刑訴法一四二二五条)。実施には、該当者の同意が必要である(刑訴法D.三二二七条以下)。

刑罰の調整としての電子監視措置の適用については、実刑として拘禁刑が言い渡された直後に電子監視措置を請求することができる。未収容者は、刑罰の調整を検討するため、行刑裁判官及び更生保護部に召喚される。受刑者は、直接、行刑裁判官に受領証明書付きの郵便書面を送付することも可能である。刑事施設に収容されている受刑者で刑罰の調整を付与するための要件を充足している者は、処分の適用が可能かを評価し、その計画の作成に関与するために、更生保護部職員と面会する。受刑者は、施設の書記官を介して、行刑裁判官に電子監視措置の請求を伝えることも可能である。全ての場合において、刑務官は電子監視措置の適用がどのような条件下で可能かを決定するために、処分の適用可能性を調査する。電子監視措置の決定において、受刑者に対して課せられる義務及び禁止事項を定める。

住所指定としての電子監視措置については、その請求は予審判事または自由と勾留判事に対して提出される(刑訴法D.三二二四条)。

二〇一一年一月一日に施行される刑期の終わりに適用される電子監視措置の適用(刑訴法七三二二八条)については、⁽⁷⁴⁾該当する受刑者の側からの請求は必要ない。更生保護部は、共和国検事の監督の下、自動的に該当する受刑者の情報を調査する(刑訴法七三二二八条二項)。

住所指定としての電子監視措置が適用されるためには、少なくとも電子監視措置が適用される期間、対象者に

確かな住所または居所がなければならぬ。住居の戸主ではないときには、所有者または正式の賃借人が同意しなければならぬ（刑訴法D.三三―五条）。一定の宿泊施設は電子監視措置に置かれた受刑者の宿泊を受け入れることができる。必要な場合には、指定された者は、電子ブレスレットを装着することと健康状態の両立可能性を証明するための診断書を携帯しなければならない。これらの要件は、技術的な装置の利用可能性及び受刑者の家族的、実質的、社会的な状況の調査の他に、更生保護部によって行われる事前の調査の際に収集される。

なお、行刑裁判官は、半自由または外部通勤作業を電子監視措置に代替して執行を命じることも可能である（刑訴法七二三―二条）。

(4) 公益奉仕労働

二〇〇九年行刑法によって、公益奉仕労働の言渡しについてもその促進が図られている。改正後の刑訴法七〇八条二項により、控訴院検事長に認められている判決言渡しの日から二か月の控訴提起の期間は、公益奉仕労働の執行の障害にはならなくなった。刑訴法四七四条も改正され、公益奉仕労働を主刑として言い渡された受刑者に対して、三〇日以内に行刑局に召喚されるようになり、従来のように執行までに二か月間の経過は必要なくなった。⁽⁷⁵⁾

また、公益奉仕労働の期間についても、従来は四〇時間から二一〇時間までの期間と定められていたが、改正された刑法一三一―八条では、二〇時間から二一〇時間の期間とされ、公益奉仕労働の期間の幅が拡大されたことになる。これについては、週三五時間労働に整合させるためであると考えられる。⁽⁷⁶⁾

公益奉仕労働の執行期間は一八月であるが、改正により、電子監視措置に置かれている期間についても公益奉仕労働が可能となり、他の刑罰との併科が可能となった。また、公益奉仕労働を部分的に執行したときには、行刑裁判官は、公益奉仕労働として執行されなかった部分について日数罰金刑に代替して執行を命じることも可能

となった(刑法一三二―五七条)。これによって、具体的には、受刑者が新たな職業活動につくことによって、公益奉仕労働が執行できなくなるような状況に対応して、行刑裁判官はいつでも公益奉仕労働として執行されなかつた部分を日数罰金刑に代替して執行を命じることができ(77)ことになる。

執行猶予付きの拘禁刑を言い渡され、公益奉仕労働を執行する義務がある場合については、改正された刑法一三二―五四条二項によれば、裁判所によって言い渡された刑法一三二―四五条に定める特別の義務の履行は、公益奉仕労働の一八月以内の期間に執行されることは可能である。ただ、その期間内に公益奉仕労働が終了した場合には、従来とは異なり、特別に課せられた義務を無効とすることはなくなった。この改正は、行刑裁判官が、社会の安全を維持するために、極めて重要な特別義務を継続させるために、処分の開始時点から、受刑者が公益奉仕労働を完全には実施していないことを監督するためである。

改正により、公益奉仕労働は、公法人、公役務の実行を担う私法人、公益奉仕労働の執行の権限を与えられた団体において執行される(刑法一三二―五七条)。従来は、公法人及びそれに類する団体のみでの執行が許されていたので、公益奉仕労働を執行できる場所が拡大されたこと(78)になる。

(5) 仮釈放

仮釈放についても改正がなされた。一または複数の自由刑に服した受刑者は、社会復帰への真剣な努力を示したとき、または、①職業活動、修習または臨時的職業の遂行、授業または職業教育への出席、②家族との生活に必ず参加すること、③医学的な治療を受ける必要性があること、④被害者への損害賠償のために努力すること、⑤社会復帰への真剣な計画に取り組んでいること等の理由で正当と認められるときには、仮釈放の恩恵を受けることができる(刑訴法七二九条、法八二条により改正⁽⁷⁹⁾)。

仮釈放が認められるためには、少なくとも刑期の三分の二を終えたことが必要であるが、改正によって、七〇

歳以上の受刑者については、刑期の三分の二を終了するという条件にかかわらず、受刑者の社会復帰が保障されれば、特に、刑事施設から釈放された後、対象者の状況に対応したケアを受けられることができ、再犯の著しい危険性があるまたは釈放されたことにより公の秩序に著しい障害を惹起する可能性がある場合を除いて、居住するところが保障されれば、即座に仮釈放を適用することができるようになった（刑訴法七二九条、法八二条により改正⁽⁸⁰⁾）。

五年以上の拘禁刑または懲役刑を科せられている受刑者に関する仮釈放の請求については、私訴原告人の弁護人は、要求すれば、行刑裁判官、行刑裁判所、行刑院での対審弁論に参加することができる（刑訴法七三〇条、法八三条Iにより改正⁽⁸¹⁾）。

半自由、外部通勤作業、電子監視措置と同じく、二年以下の拘禁刑を科せられている被収容者、五年以下の拘禁刑を科せられている者で残刑期が二年以下である被収容者、法律上の累犯の場合は一年の拘禁刑を科せられている被収容者は、物理的に不可能ではない場合を除いて、被収容者の人格または状況が許可するときには、仮釈放の恩恵を受けることができる（刑訴法七三二―一九条）。更生保護部は、刑訴法七三二―一九条所定の対象者について、刑事施設長の意見聴取の後、その人格並びに事後的、家族的及び社会的状況に最も適切な刑罰の調整処分を決定するために、受刑者各人の書類を調査する。

IV おわりに

刑事施設の被収容者に対して欧州レベルの人権保障を実現するため、行刑法による刑法・刑事訴訟法の改正によって、これまで多くの問題点が指摘されていた部分について改善が図られることによって、フランスの矯正行

政についても一歩前進したという評価を加えることは可能であろう。

また、刑罰の調整に関する改正については、上述したように、かなり大胆な改正が行われたということができ、実質的には、短期自由刑については刑事施設に収容することなく、刑罰の調整手段を用いて社会内で処遇することが原則になったといえるであろう。ただ、刑罰の調整が大量に認められることになる、対象者に対して必ずしも十分な処遇や追跡調査ができるのかという問題点の指摘もなされている⁽⁸²⁾。監督付きで釈放された受刑者に対して全く監督ができないという状況も起こりえるのではないかという危険性の指摘もある⁽⁸³⁾。この点について、二〇一一年一月にフランスのルール大審裁判所で実施した調査では、軽罪事件については、公判廷に出頭しないなどの被告人側の理由で、刑罰の調整をすることなく、短期実刑判決が言い渡される場合も少なくないとの司法官の指摘があった。

フランスでは、再犯防止対策として次々と立法がなされ⁽⁸⁴⁾、再犯者に対しては厳格な処罰、処遇を求める法改正がなされる一方で、短期自由刑については実質的に実刑判決を言い渡さず、他の方法で処遇するという、一見すると矛盾するような改正が行われているように思われる。現実には、フランスの刑事施設における過剰収容の問題を解決するために、短期自由刑から社会内処遇へという流れが加速されたものと考えることができ、刑罰の調整に関してはこれまで以上に革新的で効果的であると考えられる改正が行われている。特に、わが国の刑罰の執行制度にとって参考になるところは大きいと思われる。ただ、理念先行で、これまでも法整備に実務上の運用が十分に対応できない場面が多々見られたフランスにおいて、今後、行刑法によって改正された刑罰の調整が現実によろしく運用され、どのような成果をあげるかについて注目したいと考える。

私の恩師である故宮澤浩一先生は、大学院に進学してフランス刑法の研究をしたいという私の希望を受け入れ

てくださってからこれまで、常に私を暖かく見守ってくださいました。先生は日ごろから学者としてのあるべき姿を陰に陽に示してください、折に触れて貴重な助言をくださいました。大柄で押し出しの立派な紳士であられた先生ではあるが、その繊細な心配りに触れて励まされたことも忘れることはできない。改めて先生の学恩に深く感謝するとともに、先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

【補注】二〇〇九年行刑法の適用に関する規則を定めた一連のデクレは二〇一〇年二月に制定され官報に掲載された(主なデクレとしては、二〇一〇年二月二三日の國務院のデクレ n° 2010-1634、二〇一〇年二月二三日のデクレ n° 2010-1635 がある。その他二〇一〇年二月二三日、二〇一〇年二月二〇日に複数のデクレが制定されている)。その詳細については、Dossier Le nouveau droit de l'exécution des peines, *A.J.P.* n° 4, 2011, pp.157 e. s. を参照。

【後記】なお、本稿は、平成二二年度科学研究費研究補助金〔基盤研究C〕による研究の成果である。

- (1) Résolution sur conditions carcérales sur l'Union européenne : aménagement et peines de substitution du 17 décembre 1998, *J.O.C.E.*, C.98 du 9.4.1999, p.299 ; Loi n° 2009-1436 du 24 novembre 2009 pénitentiaire Exposé des motifs を参照。
- (2) Loi n° 2009-1436 du 24 novembre 2009 pénitentiaire Exposé des motifs を参照。
- (3) P. Pédrón, Détenion. Dispositions communes aux différents établissements pénitentiaires. Fondements du droit pénitentiaire et structures, *Juris-classeur procédure pénale Art. 724 à 728 : fasc. 20, 2010*, n° 27.
- (4) *Les fondements du droit pénitentiaire*. P. Pédrón, Détenion. Dispositions communes aux différents établissements pénitentiaires. Fondements du droit pénitentiaire et structures, préc., n° 25 を参照。
- (5) M. Janas, Les dispositions relatives au prononcé et à l'application des peines de la loi n° 2009-1436 du 24 novembre 2009 dite loi pénitentiaire. Entre aménagements de peines et libérations anticipées de l'individualisation à

l'industrialisation des aménagements de peines, *Dr. pénal*, n° 1, 2010, pp.7 et s.

(6) 二〇〇九年行刑法の解説に「 Dossier Loi pénitentiaire, *A.J.P.*, n° 12, 2009, pp.473 et s.」特集「 E. Péchillon, Regard d'un administrativiste sur la loi du 24 novembre 2009, *A.J.P.*, 2009, p.473 ; J.-P. Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison, *A.J.P.*, 2009, p.476 ; M. Herzog-Evans, Application de peines : la prétendue «bonne partie» de la loi pénitentiaire, *A.J.P.*, 2009, p.483 等の論文」を「 M. Janas, Les dispositions relatives au prononcé et à l'application des peines de la loi n° 2009-1436 du 24 novembre 2009 dite loi pénitentiaire, *Dr. pénal*, 2010, p.7 ; J.-P. Céré, La loi du 24 novembre 2009, *R.S.C.*, 2010, p.190 等が「二〇〇九年行刑法による改正を含む刑事施設等への拘禁に関する解説」については「 P. Pédrón, Détenion. Dispositions communes aux différents établissements pénitentiaires. Fondements du droit pénitentiaire et structures, *Juris-classueur procédure pénale, Art. 724 à 728 : fasc. 20*, 2010 が「参照」。

(7) 欧州行刑規則に関する二〇〇六年一月一日の一般勧告に「 P. Pédrón, Détenion. Dispositions communes aux différents établissements pénitentiaires. Fondements du droit pénitentiaire et structures, préc., n°s 148 et s を参照。

(8) 身柄の拘束 (détention) の章においては、被収容者 (détenu) とは、刑事施設内において自由刑の対象となつた者をいう (刑法法 D・五〇条一項)。受刑者 (condanné) とは有罪の確定判決を受けた者をいう (刑法法 D・五〇条二項)。被告人 (prévenu) とは刑事訴追の対象となつてゐるが確定判決を受けていない被収容者をいう (刑法法 D・五〇条三項)。

(9) 本稿では矯正行政に関連する改正については検討を行わないが、この点については「 P. Pédrón, Détenion. Dispositions communes aux différents établissements pénitentiaires. Fondements du droit pénitentiaire et structures, préc., n°s 215 et s.」を参照。

(10) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.477.

(11) *ibid.*

- (12) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.477.
- (13) 身体検査の詳細については、P. Pédrón Détenion. Régime de détention. Sécurité, *Juris-classseur procédure pénale, Art. 724 à 728 : fasc. 30, 2010, n° 168* を参照。
- (14) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.477.
- (15) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., pp.477 et s.
- (16) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.478.
- (17) *ibid.*
- (18) Poncea, *op. cit.*, p.198.
- (19) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.478 ; P. Pédrón Détenion. Régime de détention. Sécurité, *Juris-classseur procédure pénale, Art. 724 à 728 : fasc. 30, 2010, n° 5 et s.* なお、この原則は政府提出の法案には盛り込まれていなかったが、元老院における審議の結果、追加されたものである。行刑法では、異なる拘禁施設・刑事施設に対応して、独居収容の原則を確認している。
- (20) なお、報酬額については、法三四条により改正された刑法七一一三条に、デクレによって定められスライド化された最低賃金による時間給を下回ることはできないと規定されている。なお、報酬額は被収容者の雇用形態によって多様化されている。
- (21) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.478 et s.
- (22) 上の点については、P. Pédrón Détenion. Régime de détention. Sécurité, *Juris-classseur procédure pénale, Art. 724 à 728 : fasc. 30, préc., n° 89* を参照。
- (23) 上の点については、P. Pédrón Détenion. Régime de détention. Sécurité, *Juris-classseur procédure pénale, Art. 724 à 728 : fasc. 30, préc., n° 97 et s.* を参照。
- (24) 上の点については、P. Pédrón Détenion. Régime de détention. Sécurité, *Juris-classseur procédure pénale, Art. 724 à 728 : fasc. 30, préc., n° 92* を参照。
- (25) 拘禁施設総監督官は、二〇〇七年一月三〇日法によって設置された。二〇〇二年一月二八日に採択された拷

間等禁止条約選択議定書をフランスが批准したことによって、設置されたものである。二〇〇七年一月三〇日法を
紹介した文献として、鈴木尊紘「フランスにおける拘禁施設虐待防止法——警察留置場から精神病院までの人権保
護——」外国の立法二三九号(二〇〇九)四頁以下がある。

- (26) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.479.
- (27) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.479.
- (28) Poncela, *op.cit.*, p.199.
- (29) Conv. EDH, Art. 6, *C.P.P., Dalloz, 2011*, p.2294.
- (30) 一八六の行刑施設において、約四万件の懲戒手続がとられている。この点については、P. Pédrón Détenion. Ré-
gime de détention. Sécurité, *Juris-classeur procédure pénale, Art. 724 à 728 : fasc. 30*, préc., n° 230 を参照。
- (31) P. Pédrón Détenion. Régime de détention. Sécurité, *Juris-classeur procédure pénale, Art. 724 à 728 : fasc. 30*,
préc., n°s 241 et s.
- (32) P. Pédrón Détenion. Régime de détention. Sécurité, *Juris-classeur procédure pénale, Art. 724 à 728 : fasc. 30*,
préc., n° 241.
- (33) この点については、Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de
comparaison préc., p.480 を参照。
- (34) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.480.
- (35) 欧州人権条約六条三項cにおいて、弁護士への扶助を受ける権利、自分自身で弁護する権利の保障が規定されて
いる。
- (36) C.P.P. préc., p.1950. なお、判例はこの点については厳格に解釈しており、受刑者は自らの弁護を準備するため
に必ず三時間は自由に利用できることを認めている。三時間を若干超えていても、その間に身体検査等を受けており、
完全に三時間が保障されていない場合には、懲戒手続を無効とした裁判例 (Tribunal administratif de Nancy, 23 juin
1998 req. n° 97387) がある一方、形式的に三時間を超えていれば手続は有効であるとした裁判例もある (Tribunal
administratif de Versailles, 24 juin, D.2005, 997, obs. J.-P. Céré)。なお、この点については、Céré, Le nouveau droit

- pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.481 を参照。
- (37) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.481.
- (38) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.481.
- (39) 『Céré』 Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.481 を参照。
- (40) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.481.
- (41) *ibid.*
- (42) Céré, Le nouveau droit pénitentiaire et le respect du droit européen. Esquisse de comparaison préc., p.482.
- (43) P. Pédrón Détenition. Régime de détention. Sécurité, *Juris-classer procédure pénale*, Art. 724 à 728 : fasc. 30, préc., n° 36.
- (44) *ibid.*
- (45) 二〇〇〇年六月一五日法については、白取祐司『フランスの刑事司法』（日本評論社・二〇一一）五三頁以下、島岡まな「フランスにおける無罪推定保護と被害者の権利強化に関する法律」捜査研究五八六号（二〇〇〇）七二頁参照。
- (46) ペルベンⅡ法については、末道康之「フランス刑事立法の動向——Loi Perben IIについて」南山法学二九卷二一号一三三頁、特に、一三五頁以下、白取・前掲書九一頁以下参照。
- (47) Art. 707 du C.P.P. préc., p.1319.
- (48) 『Céré』以下の文献を参照。P. Couvrat, Les dispositions relatives à l'application des peines de la loi Perben II, *Droit pénal*, juin 2004, p.12 ; P. Couvrat, Dispositions générales et nouvelle organisation judiciaire de l'application des peines. Commentaire des articles 159 et 161 de la loi du 9 mars 2004 dite loi Perben II, *R.S.C.*, pp.682 et s. ; F. Le Gunehec, Loi n° 2004-204 du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité, 3^{ème} partie : Achèvement de la réforme de l'application des peines, *J.C.P.*, 14 avril 2004, pp.713-714.
- (49) P. Couvrat, *op.cit.*, pp.685 et s. ; F. Desportes et F. Le Gunehec, *Droit pénal général*, 16^e éd., n° 1040-1 et s.

- (50) Desportes et Le Gunehec, *op. cit.*, n° 1040-5.
- (51) Couvrat, *op. cit.*, p.12.
- (52) *ibid.*
- (53) 電子監視措置について Desportes et Le Gunehec, *op. cit.*, n° 1056-1 を参照。
- (54) Desportes et Le Gunehec, *op. cit.*, n° 787.1056-1 を参照。
- (55) Desportes et Le Gunehec, *op. cit.*, n° 787.
- (56) Couvrat, *op. cit.*, p.12 ; Desportes et Le Gunehec, *op. cit.*, n° 1086.
- (57) なお、行刑裁判官の権限については Desportes et Le Gunehec, *op. cit.*, n° 1040-2 et s. 行刑裁判所の権限について Desportes et Le Gunehec, *op. cit.*, n° 1040-4 et s. を参照。
- (58) Art. 721 du C.P.P. préc., p.721 ; Couvrat, *op. cit.*, p.13.
- (59) Art. 721-1 du C.P.P. préc., p.1378 ; Couvrat, *op. cit.*, p.13.
- (60) Art. 723-20 et art. 723-21 du C.P.P. préc., pp.1391. なお、二〇〇九年行刑法によって刑訴法七三三―二一条は削除された²⁰ ; Couvrat, *op. cit.*, p.13.
- (61) Art. 132-24al. 2du C.P. 2011, p.364. 再犯者処遇に関する二〇〇五年十二月二日については、末道康之「再犯者処遇に関するフランスの新動向―再犯者処遇に関する二〇〇五年十二月二日法を中心に」南山法学三〇巻二号（二〇〇七）九三頁以下参照。
- (62) M. Janas, Les dispositions relatives au prononcé et à l'application des peines de la loi n° 2009-1436 du novembre 2009 dite loi pénitentiaire, Droit pénal, 2010, pp.7 et s.
- (63) M. Janas, *op. cit.*, p.8.
- (64) フランス司法省のホームページを参照。
- (65) J. Leblois-Happe, Personnalisation des peines. Generalité. Semi-liberté. Placement à l'extérieur, *Juris-classeur pénal*, Art. 132-24 à 132-26 : fasc. 20, 2009, n° 79.
- (66) M. Janas, *op. cit.*, pp.7 et s.

- (67) フランス語を直訳すれば、社会復帰及び保護観察部という翻訳になるが、本稿では更生保護部という訳語をあてることにする。
- (68) 半自由センター (Centre de semi-liberté) とは、刑事施設と拘禁施設との複合施設である行刑センター (Centre pénitentiaire) 内におかれ、行刑裁判官から半自由または監視を伴わない外部通勤作業の適用を受けた受刑者を収容する施設である。詳細はフランス司法省のホームページを参照。
- (69) 外部通勤作業の定義については、J. Leblois-happe, *Personnalisation des peines, Juris-classeur pénal, Art. 132-24 à 132-26 : fasc. 20, 2009, n° 80* を参照。外部通勤作業の実施形態については、刑務官の監視を伴う場合 (刑法法D.二一六条以下) と、監視を伴わない場合 (刑法法D.一三六条以下) の二形態が存在している。監視を伴う形態は古くからあり、第三者との会話なども監視される。監視を伴わない形態は比較的最近認められたものであり、前者と比較すれば監視形態はより緩やかであり、刑務官ではなく、使用者、職業教育センター長等によって監督される (Leblois-happe, *op.cit.*, n° 107 を参照)。
- (70) 判決裁判所も同様の権限をもつ (刑法一三二―四五条)。
- (71) この点については、前述II(4)を参照。
- (72) P. Pédrón, *Dispositions communes aux différents établissements pénitentiaires. Fondements du droit pénitentiaire et structures, Juris-classeur procédure pénale, Art. 724 à 728 : fasc. 20 préc.*, n° 33 et n° 37.
- (73) B. Bertrand, *Détention. Exécution des peines privatives de liberté Placement sous surveillance électronique, Juris-classeur procédure pénale, Art. 723-7 à 723-13-1 : fasc. 20, n° 10*.
- (74) 五年以下の拘禁刑の刑期終了前の四か月について、物理的に不可能である場合、対象者が拒否した場合等を除いて、電子監視措置に置いて刑を執行することができる。
- (75) Janas, *op.cit.*, n° 9.
- (76) Janas, *op.cit.*, n° 10.
- (77) Janas, *op.cit.*, n° 10 et n° 16.
- (78) Janas, *op.cit.*, n° 11.

- (79) V. Lesclous, *Libération conditionnelle, Juris-classeur pénal, Art. 729 à 733 : fasc. 20, 2010, n^{os} 64 et s.*
- (80) Lesclous, *op.cit.*, n^o 57.
- (81) Lesclous, *op.cit.*, n^o 112.
- (82) Janas, *op.cit.*, p.13.
- (83) *ibid.*
- (84) この点については、末道・前掲「再犯者処遇に関するフランスの新動向——再犯者処遇に関する二〇〇五年一月二二日法を中心に」九三頁、同「フランスの保安処分をめぐって——保安留置と精神障害による刑事免責宣告に関する二〇〇八年二月二五日法による改正」南山法学三三卷三・四号(二〇一〇)二二七頁を参照。